

犬山市スポーツ表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市スポーツ表彰規則（平成29年規則第3号、以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、犬山市スポーツ表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象期間等)

第2条 表彰対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、当該期間の成績及び功績により表彰する。

(表彰の基準)

第3条 規則第3条第1号に規定する特別賞の対象者は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) オリンピック競技大会に選手として参加した個人又は団体
- (2) 国際的規模のスポーツ競技大会において入賞した個人又は団体
- (3) 全国大会のスポーツ競技において3位までに入賞した個人又は団体
- (4) スポーツ競技大会において世界記録又は日本記録を更新した個人又は団体
- (5) 前各号に掲げるものと同等の功績があったと認められる個人又は団体
- (6) 前各号に掲げるものの指導に特に貢献したと認められる個人又は団体
- (7) その他市長が特に認める個人又は団体

2 規則第3条第2号に規定する優秀賞の対象者は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際的規模のスポーツ競技大会に選手として出場した個人又は団体
- (2) スポーツ競技の全国大会に選手として出場した個人又は団体
- (3) スポーツ競技の中部地区大会又は東海地区大会において選手として出場し、かつ3位までに入賞した個人又は団体
- (4) スポーツ競技の愛知県大会において選手として出場し、かつ優勝した個人又は団体
- (5) スポーツ競技の愛知県大会に市内中学校の部活動として出場し、かつ3位以内に入賞した団体
- (6) スポーツ競技の愛知県大会に市内中学校の部活動として出場し、かつ入賞して上位大会に出場した個人

(7) 前各号に掲げるものと同等の功績があったと認められる個人又は団体

(8) その他市長が特に必要と認める個人又は団体

3 規則第3条第3号に規定する奨励賞の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバル等において優勝した個人又は団体

イ アに掲げる要件と同等以上の功績があったと認められる個人又は団体

ウ 犬山市におけるレクリエーション・スポーツの普及又は発展に10年以上にわたり寄与したと認められる個人又は団体

(2) スポーツ競技で著名又は顕著な功績があり、今後の犬山市におけるスポーツ振興への貢献が期待できる者等として市長が認める個人又は団体

(記念品)

第4条 市長は、表彰に際し、規則第4条第2項に規定する金品として、次のものを贈ることができる。

(1) 特別賞 盾(大)及び記念品

(2) 優秀賞 盾(中)及び記念品

(3) 奨励賞 盾(小)及び記念品

2 前項の規定に関わらず、被表彰者が団体の場合は、メダル及び記念品を贈るものとし、当該団体の指導者を除く全ての構成員に贈るものとする。

(被表彰者の審査及び選定)

第5条 犬山市附属機関設置条例(平成28年条例第36号)第2条に規定する犬山市スポーツ表彰審査委員会は、市長が指定する日までに第2条の規定に該当すると判断した者から提出された推薦調書により被表彰者の審査及び選定を行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。